

■定員のある募集記事で特に記載のない場合、申し込みは4月2日(月)から先着順で受け付けます。対象は、市民または市内に勤務している人です。

福祉

タクシー・自動車等燃料費・福祉有償運送利用助成

社会福祉課・高齢介護課

サービスによっては、重複して助成を受けることができません。詳しくは、お問い合わせください。

■タクシー利用料金助成

【福祉タクシー助成】

内容 1枚600円のタクシー券を月4枚交付

対象 世帯全員が住民税非課税で、次の要件に該当する在宅の人（申請時、社会福祉施設入所者、3カ月以上の長期入院者を除く）

①身体障害者手帳1・2級②内部障害3級③精神障害者保健福祉手帳1・2級④療育手帳A

持参する物 各手帳、印鑑

問 社会福祉課障害福祉係 ☎23-2167

または各総合支所保健福祉課

【高齢者タクシー利用助成】

内容 1枚600円のタクシー券を月2枚交付

対象 次の要件をすべて満たす在宅の人①65歳以上の高齢者のみの世帯(社会福祉施設入所者、3カ月以上の長期入院者を除く)の人②要支援1～要介護5と認定された人③住民税非課税世帯または生活保護受給世帯

持参する物 介護保険証、印鑑
※世帯員で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人は提示してください。

問 高齢介護課高齢福祉係 ☎23-6085

または各総合支所保健福祉課

■心身障害者自動車等燃料費助成

内容 1枚500円の自動車等燃料費を月4枚交付

対象 世帯全員が住民税非課税で、次の要件のいずれかに該当する在宅の人①身体障害者手帳1・2級、内部障害3級、精神障害者保健福祉手帳1・2級の人で、自動車等を所有し運転している人、または障害者のために運転

する人が同一世帯にいる人②身体障害者手帳下肢障害3級の人で、自動車等を所有し運転している人③療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級の人、または18歳未満で身体障害者手帳1・2級、内部障害3級の人のうち、障害者のために運転する人が同一世帯にいる人

持参する物 各手帳、印鑑、車検証、運転免許証

問 社会福祉課障害福祉係 ☎23-2167

または各総合支所保健福祉課

■有償運送利用助成

【重度障害者福祉有償運送利用助成】

内容 通院などのために福祉有償運送を利用する際の迎車料金の全額、乗車料金の乗車距離1kmごとに50円を超える額、待機料金の10分ごとに50円を超える額を助成(助成券を月2枚交付)

対象 身体障害者手帳下肢・体幹障害1・2級で、車いすやストレッチャーを利用しなければ外出できない在宅の人(社会福祉施設入所者、3カ月以上の長期入院者を除く)

持参する物 身体障害者手帳、印鑑

問 社会福祉課障害福祉係 ☎23-2167

または各総合支所保健福祉課

【高齢者福祉有償運送利用助成】

内容 通院などために福祉有償運送を利用する際の迎車料金の全額、乗車料金の乗車距離1kmごとに50円を超える額、待機料金の10分ごとに50円を超える額を助成(助成券を月2枚交付)

持参する物 介護保険証、印鑑

問 高齢介護課高齢福祉係 ☎23-6085

または各総合支所保健福祉課

高齢者家族等介護用品助成・軽度生活援助事業

高齢介護課

■高齢者家族等介護用品助成

対象商品 紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋、ドライシャンプー、清拭剤

助成額 ①介護の必要な高齢者と世帯

全員が住民税非課税の世帯：1カ月当たり2,500円分②①以外の世帯：1カ月当たり1,500円分

対象 常時失禁状態にある60歳以上の高齢者で、要支援1～要介護5と認定された人を介護している家族など(対象となる高齢者が長期入院のため要介護等認定期間が満了し、更新手続きを行わない場合は、医師の紙おむつ使用証明書が必要)

持参する物 介護保険証、印鑑

問 高齢介護課高齢福祉係 ☎23-6085

または各総合支所保健福祉課

■軽度生活援助事業

内容 ①衣類の洗濯、住居の掃除・整理整頓、生活必需品や食材の買い物、関係機関との連絡②雪かき、草むしり、朗読、代筆、軽微な補修

※①については、要介護、要支援認定者は介護保険サービスの対象となるため利用できません。

対象 世帯全員が65歳以上で、心身の機能低下により軽度な生活の援助を必要とする人

時間 9時～17時

利用者負担金

住民税非課税世帯：1時間100円

住民税課税世帯：1時間200円

利用限度 ①②それぞれ1月当たり12時間以内

問 高齢介護課高齢福祉係 ☎23-6085

または各総合支所保健福祉課

4月1日から外来診療にも限度額が適用されます

保険給付課

これまでの、高額な外来診療を受けた場合は、1カ月の窓口負担額が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額を支払っていました。

4月1日からは、入院した場合と同様に「限度額適用認定証」などを提示すると、一定の金額を支払うだけで済みますので、入院や高額な外来診療を受けるときは、事前に「限度額適用認定証」などの交付申請をしてください。

問 保険給付課国民健康保険担当

☎23-6051

4月1日から介護保険負担限度額が一部変更になります

高齢介護課

4月1日から負担限度額認定証を提示して介護保険施設を利用する場合、ユニット型個室利用料が、1日あたり1,640円から1,310円に引き下げられます。なお、すでに交付されている負担限度額認定証に「ユニット型個室1,640円」と記載されていても、4月1日から6月30日までは「1,310円」とみなし取扱いますのでそのままご利用ください

問 高齢介護課介護給付係 ☎23-6125

または各総合支所保健福祉課

講座

市民活動支援講座

まちづくり推進課

市民団体の活動を計画的、効率的に進めるための事務局業務の基礎を学ぶ講座です。

日時 4月21日(土) 13時～16時30分
場所 市民活動サポートセンター(古川駅前ふるさとプラザ内)

問 市民活動サポートセンター ☎22-2915

甲種防火管理講習

大崎地域広域行政事務組合

日程 4月26日(木)・27日(金)

場所 岩出山公民館

定員 150人

受講料 6,000円

申込 4月20日(金)まで(妙宮城県消防設備協会へ持参またはファクスで申し込み)

※申込書は(株)宮城県消防設備協会、大崎管内の各消防署(派出所を除く)などで配布。また、(財)日本防火協会のホームページ <http://www.n-bouka.or.jp/> からダウンロードできます。

問 (株)宮城県消防設備協会

☎022-223-3650 ☎022-398-3651

大崎地域広域行政事務組合消防本部

☎24-4268

中央公民館の講座 ☎22-3001

■シニアばそこんサロン 4月3日(火)・10日(火)・17日(火)・24日(火) 9:00～12:00
操作の練習や技術の習得、案内書、報告書などの作成を完成させるまでサポートします。 **受講料**:無料
※事前の申し込みは必要ありません

■パソコン教室「写真・イラスト ワードアート自由自在」

4月18日(火) 18:30～20:30 データ保存用の媒体を持参。ノートパソコンの持参も可 **定員**:10人 **資料代**:300円 **申込**:4月13日(金)まで電話で申し込み

■パソコン活用塾&なんでも相談会 毎週土曜日

ビデオを用いた学習会形式の活用塾と自由に質問などができる相談会です。
活用塾:13:30～15:30 **相談会**:15:30～17:30 **受講料**:1回500円(活用塾のみ)
※事前の申し込みは必要ありません

生涯学習出前講座

教育委員会生涯学習課総務担当 ☎72-5035

市職員が出向き、市政に関する様々なお話や実習で、皆さんの学習をお手伝いします。

開催時間 午前9時から午後9時までのおおむね30分～1時間

講座内容 「情報公開制度のしくみ」「今日からはじめる健康づくり」など全45講座から選択
※市ウェブサイト「くらしのガイド」「学ぶ・スポーツ」「生涯学習」に詳しく掲載しています。

対象 市内に在住または通勤・通学する10人以上の団体・グループ

料金 無料

申込 利用希望日の20日前までに、生涯学習課または各公民館へ提出。詳しくは、お問合せください。

**スポーツ教室 申し込み・問い合わせは直接各施設へ
古川総合体育館 ☎24-0511**

教室名	開催日	時間	対象	費用/月
フットサル	水曜日	17:00～18:30	小学1～3年生	3,150円
	水・金曜日(週2回)	17:00～19:00	小学4～6年生	4,200円
女子サッカー	金曜日	17:00～18:30	小学1～6年生の女子	3,150円
幼児体育(キッズランド)	水・金曜日	16:00～16:45	4～6歳児(未就学児)	週1回3,150円 週2回5,250円

市民プールアクア・パル ☎24-5000

利用時間 10時～21時 **休館日** 毎週月曜日

教室名	開催回数/日時/内容	対象	費用/月
フィットネス	エアロビクス、ヨガ、水泳教室など週50本の教室に自由参加。プール、トレーニングルームを時間制限なく使用可能。月の途中からでも始められます。	成人	6,600円
		18歳以上29歳以下	5,600円
		65歳以上	3,975円
キッズ水泳	火～金曜日のうち1回15:30～17:30と土曜日10:30～14:30	4歳～中学3年生	3,975円

※詳しくは、お問い合わせください。